



人事・労務に役立つ NEWS

B's 事務所通信

発行：社会保険労務士法人びいずろうむ

〒466-0014 名古屋市昭和区東畑町 2 丁目 39-1 ARK BRAIN 2B

TEL 052-753-4866 FAX 052-753-4867 e-mail info@b-z.jp 通巻 No.117

トピックス 事業場における労働者の健康情報等の取扱規程

働き方改革関連法による労働安全衛生法の改正に基づいて、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」が策定され、本年（2019年）4月1日から適用されています。

その適用開始にあわせて、指針の中で、各企業に対して策定が求められている取扱規程について、策定の手引きが公表されていますので、そのポイントを紹介いたします。



.....【前提】労働安全衛生法に、次のような規定が新設されました(同法 104 条).....

- 事業者は、労働安全衛生法等の規定による措置の実施に関し、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。
- 事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

事業者がこの規定に基づく措置を適切かつ有効に実施できるように、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」が策定されました。その指針の中で、各事業者に「事業場における労働者の健康情報等の取扱規程」を策定することを求めています。

★健康情報の具体的な内容は、健康診断の結果、健康診断後の措置の内容、長時間労働の医師の面接指導・保健指導の内容や、労働者から任意に提供された病歴や健康診断の結果やその他の健康に関する情報です。同時に「要配慮個人情報」に該当し、取り扱いには注意が必要です。

健康情報等の取扱規程の策定は、「指針」に基づくものであり、法的な拘束力はありませんが、厚生労働大臣は、この「指針」に関し、事業者に対して必要な指導等を行うことができるとされています。策定をお考えであれば、気軽にお声掛けください。手引きに沿ったアドバイスをさせていただきます。

トピックス 子ども・子育て拠出金率の引き上げ

子ども・子育て拠出金率（平成 31 年 4 月 1 日から適用） …0.34%

[参考]平成 30 年 4 月分～平成 31 年月分までの期間は 0.29%

※子ども子育て拠出金については事業主が全額負担することとなります。

本年 4 月分（5 月納付分）以降の納付額を計算する際、率の変更に注意しましょう。



間もなく令和！確認しておくべきこと

◆官庁のシステムは5月7日までに対応完了予定

新元号が発表されましたが、政府は、3月14日の改元に向けた関係省庁連絡会議で、年金、雇用保険、納税等の改元に伴う作業を5月7日までに終え、国民生活に影響は出ない見通しになったと確認しました。

◆日本年金機構における対応

4月1日掲載の「改元に関するお知らせ」によると、通知書等が「平成」で表記されていても有効として取り扱われ、旧様式による届出も可能です。ただし、5月1日以降の日付が「平成」で表記されている場合、可能な限り補正（訂正印不要）して提出することが求められます。

年金事務所等が4月27日から5月6日まで休所する間、電子申請プログラムのバージョン変更も行われるため、5月1日以降電子申請を行う場合は、先に更新を行う必要があります（対象プログラム未公表）。なお、連休中も電子申請の受付はされますが、処理が行われなため、処理完了までに時間を要します。

◆ハローワークのサービス停止期間

4月5日掲載の「インターネットから求人・求職仮登録等のお申込みの方へ」によると、4月25日18時から5月6日18時まで、求人情報仮登録のサービスが停止されます。

◆源泉所得税の納付書の記載のしかた

年度欄が平成の納付書を使用する場合も、平成31年4月1日～令和2年3月末日までの間に納付する場合、年度欄には「31」と記載し、補正は不要です。

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）以外の納付書も同様です。

◆自社の使用するシステムも要チェック

独立行政法人情報処理推進機構によれば、改元対応をしないと、帳票印刷に不具合が出たり、日付に応じた処理がなされなくなったりするおそれがあります。他システムと連携している場合、双方が対応していないと正常に処理されなくなるおそれもあります。

元号が組み込まれたシステムのアップデート等を行い、画面表示や帳票・印字が適正かどうかを確認し、他システムとの連携に問題がないか、あらかじめ確認しておきましょう。

雇用関係助成金の不正受給対策が強化

4月1日から改正雇用保険法施行規則が施行されました。今年も例年どおりいくつかの助成金の統廃合が行われていますが、それに加えて不正受給対策の強化が盛り込まれました。内容は以下のとおりです（）。

◆不支給期間の延長および対象の拡大

- (1) 現在、過去3年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金等の支給を受け、または受けようとした事業主または事業主団体もしくはその連合団体に対して雇用関係助成金を支給しないこととしているものを、過去5年以内とする。
- (2) 過去5年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金等の支給を受け、または受けようとした事業主または事業主団体もしくはその連合団体の役員等（偽りその他不正の行為に関与した者に限る）が、事業主または事業主団体もしくはその連合団体の役員等である場合は、当該事業主または事業主団体もしくはその連合団体に対しては、雇用関係助成金を支給しない。
- (3) 過去5年以内に雇用調整助成金等の支給に関する手続きを代理して行う者（代理人等）または訓練を行った機関（訓練機関）が偽りの届出、報告、証明等を行い事業主または事業主団体もしくはその連合団体が雇用調整助成金等の支給を受け、または受けようとしたことがあり、当該代理人等または訓練機関が雇用関係助成金に関与している場合は、当該雇用関係助成金は、事業主または事業主団体もしくはその連合団体に対しては、支給しない。

◆返還命令等

不正行為により雇用関係助成金の支給を受けた事業主等には、支給した雇用調整助成金等の全部または一部を返還することを命ぜられることとなります。また、代理人等または訓練機関が行った場合も同様です。

◆事業主名等の公表

都道府県労働局長は、事業主等が偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金等の支給を受け、または受けようとした場合等は、氏名並びに事業所の名称および所在地等を公表することができる。今後は、より遵法意識に則った対応が必要となりそうです。

求人時に「受動喫煙防止策」の明示義務

◆ソフトバンクの動向

ソフトバンクは、以前から健康経営への取組みの一環として、毎月22日を「禁煙の日」として禁煙を呼びかけていました。4月からはさらに、就業時間中の喫煙を禁止することを発表しました。外出中も対象だとのこと。まずは毎月最終金曜日から実施し、10月以降は毎週水曜日も対象日に追加し、2020年4月からは全面禁煙とするとのこと。

◆法令改正

厚生労働省は、職業安定法施行規則を改正し、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととしました。禁煙場所が敷地内なのか屋内なのかや、喫煙室の有無などについて明記することを想定しているとのこと。改正健康増進法が全面施行される2020年4月から適用されます。求人時には賃金や労働時間などの労働条件のほかに、受動喫煙対策も明示しなければならないこととなります。

◆企業の対応は

JTの調査によると、全年齢層において喫煙率は減少傾向にあり、男性の平均で3割以下、女性では8.7%にまで低下しています(平成30年度)。タバコが要因となった訴訟も度々起きており、スメハラ・スモハラ等のハラスメントに敏感な社会の風潮もあります。

就業時間中に喫煙のために離席した時間分の賃金を控除するというような思い切った会社もあるようですが、現実的には、職場の禁煙化・受動喫煙対策は徐々に進めることになるでしょう。中小企業事業主が喫煙室の設置等をする場合に受給できる助成金などもあります。飲食店でも、禁煙化したことによる売上への影響は「特に変化がなかった」が60%以上、「売上増」が12%との調査結果(クックビズ社)がありますから、職場の全面禁煙化などを行うための社会的環境は整ったといえるでしょう。

出退勤時打刻しない勤怠管理の最新動向

◆PCの起動・終了ログなどから労働時間を予測する勤怠管理のクラウドサービス

ソフトウェア開発の株式会社ソニックガーデンは

4月1日、自社が提供する月額制の“打刻レス”勤怠管理ツール「ラクロー」が、労働基準法の「賃金台帳への労働時間記載」と、改正労働安全衛生法の「労働時間の状況把握」に適合している旨、厚生労働省に確認がとれたとするプレスリリースを公表しました。

ラクローは、PCの起動・終了ログ、カレンダーの予定時刻、メールの送信時刻などから労働時間を予測する、勤怠管理のクラウドサービスです。従来の勤怠管理と違い、従業員による「打刻」や「時刻入力」のプロセスがないのが大きな特徴となっています。

◆勤怠管理(打刻)と「ガイドライン」の関係

労働時間管理における重要な指針として、平成29年1月策定の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」があります。これにおいて、国は使用者に対し「労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること」を求めており、その方法は労働者の「自己申告」ではなく、「客観的な記録」(タイムカード、ICカードによる入退室ログ、PCの使用時間の記録等)に基づくことを原則とするものとしています。やむを得ず「自己申告」による場合は、自己申告による時間と、入退場記録やPC使用時間記録を基にした時間に乖離が生じているときに、実態調査と補正をすること等をしなければなりません。

前述のプレスリリースによれば、ラクローは「客観的な記録」として扱われるので、労働時間管理に多大な労力を必要とせず、未払い残業代請求や残業時間上限超過など法令違反リスクもないとのこと。

◆自社にあった勤怠管理は？

労働者を対象とした勤怠管理と打刻に関する民間調査(HR NOTE「勤怠管理に関するインターネット調査」2016年実施)によれば、「あなたの勤め先の勤怠管理方法」で多いのは「タイムカードにて打刻」26.4%、「紙の出勤簿に記入」19.9%と、アナログな手法もまだまだ根強いようです。また、「勤怠管理に関する不満」としては、「正確な勤怠管理ができていないように感じる」15.0%が最多の回答でした。労働者にとって、「正確な勤怠管理」(=適正な労働時間管理把握)がされないことは、サービス残業や過重労働の温床となるおそれがあり、関心の高いところです。

トビウタス 本年(2019年)4月からの雇用保険二事業の助成金の見直し

本年(2019)年4月から、雇用保険二事業の助成金等の見直しが行われています。全体像を紹介します。

2019年度予算の成立に伴い、次の助成金について

.....新たなコースの新設、コースの整理統合、支給額の見直しなどが行われました.....

① 労働移動支援助成金	⑧ キャリアアップ助成金
② 65歳超雇用推進助成金	⑨ 障害者雇用安定助成金
③ 特定求職者雇用開発助成金	⑩ 生涯現役起業支援助成金
④ トライアル雇用助成金	⑪ 人材開発支援助成金
⑤ 中途採用等支援助成金	⑫ 地域雇用開発助成金
⑥ 両立支援等助成金	⑬ 通年雇用助成金
⑦ 人材確保等支援助成金	

※たとえば、⑦の「人材確保等支援助成金」の一つとして、「働き方改革支援コース」が新設されています。その概要は、次のとおりです。

時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース、勤務間インターバル導入コース、職場意識改善コースに限る。）の支給を受けた中小企業事業主が、雇用管理改善のための計画を策定し、新たに労働者を雇い入れ、および人員配置の変更、労働者の負担軽減その他の雇用管理の改善に取り組んだ場合に助成

助成額⇒雇い入れた労働者1人当たり60万円（短時間労働者の場合は、40万円）

⑩10人分が上限。

⑩生産性要件を満たした場合、雇い入れた労働者1人当たり15万円（短時間労働者の場合は、10万円）を追加。

.....また、今回の改正で、助成金の不正受給対策の強化も図られました.....

- 不支給期間の延長等の改定**.....不正受給を行っていた事業主等に、助成金を支給しない期間「過去3年以内」→「過去5年以内」
- 返還命令等の規定の新設**.....不正受給を行った事業主等に対し、都道府県労働局長は、その全部または一部を返還することを命ずることができるほか、その返還を命ずる額の2割に相当する額以下の金額の納付を命ずることもできる。
- 事業主名等の公表の規定の新設**.....都道府県労働局長が、助成金の不正受給をした事業主等の氏名等を公表できる。



★助成金に関する改正の全体像を紹介させていただきました。不正受給対策の強化も実施されますので、確実に要件を満たした上で申請する必要がありますね。活用したい助成金があれば、ご案内いたしますので、お声かけください。また、例年好評の助成金冊子は7月にお届けできます。



5/10	<ul style="list-style-type: none"> ● 一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業: 概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 ● 4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
5/15	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者雇用納付金の申告と納付期限
5/31	<ul style="list-style-type: none"> ● 4月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 3月決算法人の確定申告と納税・9月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) ● 自動車税、軽自動車税の納付(指定日まで)

◆あつがき◆ 働き方改革が法制化されて1カ月、有給休暇を中心にまだまだお問い合わせを多くいただいております。使用者からの有休指定には就業規則への規定も必要で、指定なしで有休を取らせただけには罰則があります。そんなことで就業規則変更のご依頼も増えています。ご相談ください。